

私立学校審議会の意見を聴かなければならない事項

	事 項	対象となる私立の学校等
学校に関する事項	学校の設置・廃止、設置者の変更、閉鎖命令	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校
	収容定員に係る学則の変更	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、各種学校
	学科、全日制、定時制、通信制の課程の設置・廃止、広域の通信制の課程に係る学則の変更	高等学校、中等教育学校(後期課程)
	小学部、中学部、高等部、幼稚部の設置・廃止、高等部における通信教育の開設・廃止	特別支援学校
	高等課程、専門課程、一般課程の設置・廃止、目的の変更	専修学校
学校法人に関する事項	1. 収益事業の種類の定め 2. 寄附行為の認可 3. 寄附行為の補充 4. 解散事由の認可又は認定 5. 学校法人に対する措置命令 6. 役員の解任勧告	7. 収益事業の停止命令 8. 学校法人の解散命令 9. 組織変更の認可 10. 収容定員超過の是正命令 11. 予算の変更勧告 12. 役員の解職勧告
	その他	無認可専修学校、各種学校の教育の停止命令 審議会委員の解任